

登記簿の閲覧を請求するには、どうしたらよいのですか。

登記簿は、だれにも公開されていますので、閲覧したい土地又は建物を管轄する登記所に、必要な事項を記入した請求書を提出すれば、登記簿を閲覧することができます。

なお、請求書を提出する前に、以下の事項を確認してください。

1 管轄登記所の確認

登記簿の閲覧を請求する土地又は建物をどの登記所が管轄しているかについては、法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>) をご覧ください。

2 請求書の提出方法

閲覧の請求書は、管轄登記所に直接持参してください。電話、FAX、郵送等で請求することはできません。

3 手数料について

登記簿の閲覧の手数料は、不動産1個当たり500円です。料金は、請求書に**登記印紙**をはって納付してください（**収入印紙ではありませんので、ご注意ください。**）。

請求書には、登記印紙をはる欄がありますので、そこに登記印紙をはって請求してください。現金を添えて請求することはできません。

登記印紙は、集配業務を行う郵便局等で販売していますが、登記所内で販売しているところもありますので、ご確認の上、ご利用願います。

4 地番について

登記簿上の土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示とは異なりますので、請求する前に、登記簿上の地番・家屋番号を、登記済証（いわゆる権利証）により、あるいは、登記所に備付けられた地図又は市区町村役場、住居表示地番対照住宅地図（発行されていない地域もあります。）等により確認してください。

登記簿を閲覧する場合には、以下の点にご注意ください。

- (1) 登記用紙を登記簿のバインダーから抜き取らないでください。
- (2) 登記用紙を汚したり、破ったりしないようにご注意ください。
- (3) 登記用紙に文字を記入しないでください。
- (4) 登記簿の記載事項をメモされる場合には、鉛筆を用い、登記簿を下敷きにしな
ないでください。
- (5) 請求された部分以外は、閲覧することができませんので、ご注意ください。